

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和3年度第2回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	令和4年1月17日(月) 午後1時30分～午後2時45分
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟第3・第4委員会室
4. 出席者氏名	【委員】 筒井美幸、青木浩乃、酒井由美、庄下としゑ、関口信人、 世古佳清、竹岡由美子、前田浩、水本雅久、渡邊和己 【事務局】 環境生活部長(田畑) 人権・多様性社会課 人権・多様性社会担当参事(越川) 人権・多様性社会課 人権担当主幹(佐波) 人権・多様性社会課(下村)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-26-4035 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市人権施策基本方針について
2. その他

議事録

別紙のとおり

令和3年度第2回松阪市人権施策審議会議事録

- 【日 時】 令和4年1月17日（月） 午後1時30分～午後2時45分
- 【場 所】 松阪市役所 議会棟第3・第4委員会室
- 【出席委員】 (10人) 筒井美幸、青木浩乃、酒井由美、庄下としゑ、関口信人、世古佳清、
竹岡由美子、前田浩、水本雅久、渡邊和己
- 【欠席委員】 (5人) 皆川治廣、井川東、一ノ木孝明、栗田季佳、鈴木清子
- 【事務局】 環境生活部長（田畑）
人権・多様性社会課 人権・多様性社会担当参事（越川）
人権・多様性社会課 人権担当主幹（佐波）
人権・多様性社会課（下村）

○佐波人権担当主幹より開会の辞

○欠席者報告

皆川治廣委員、井川東委員、一ノ木孝明委員、栗田季佳委員、鈴木清子委員

○傍聴者報告

0名

○環境生活部長よりあいさつ

皆様改めましてこんにちは。本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第2回松阪市人権施策審議会にご出席を賜りありがとうございます。また、前回審議会の行動計画に関する評価検証につきましては、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。重ねて御礼を申し上げます。さて、本日の審議会でございますが、平成26年4月に改定しました松阪市人権施策基本方針に関しまして、今後の方向性について事務局よりご説明をさせていただき、皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いをいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いをいたします。

- 議事
1. 松阪市人権施策基本方針について
 2. その他

議事録

【事務局】

それでは本日の審議につきまして、事項書をご覧いただきたいと思います。事項書 1、松阪市人権施策基本方針について。先ほども部長より説明がございましたとおり、今後の方向性につきまして、ご説明をさせていただきます。またご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。次に 2 番、その他。こちらの方は、事務局からのお願いか、あと、時間があれば、委員の皆様における活動や取り組みについての意見交換をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それではここからは、議事進行は審議会規則によりまして、会長にお任せしたいと思いますので、会長よろしくお願いたします。

【議長】

それでは皆さん改めましてこんにちは。ただいまから進めて参りたいと思いますが、第 1 回の会議の方で、皆さんのご協力による人権に関する事業の検証ですとか、そのあたりのところをすべて終えることができました。ご協力いただきまして、ありがとうございます。今日は、松阪市人権施策基本方針についてということで、お手元に、この第二次改定版というのがございますでしょうか。こちらの方の説明を受けて、これに対して皆さんのご意見をお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。それでは事務局の方から説明の方をお願したいと思えます。

【事務局】

失礼いたします。何卒よろしくお願いたします。冒頭、部長の方のご挨拶でも申しましたように今回は、この今日お配りさせていただいております、松阪市人権施策基本方針第二次改定につきまして、ご説明を事務局よりさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いたします。本心配らせていただきました資料が、こちらの方の第二次改定の資料。そしてあと、関係資料としまして私たちが作る持続可能な世界。こちらについては SDGs のことについての冊子でございます。それとあと、A4 の 2 枚になっておりますけれども、これにつきましては障害者差別解消法、そしてヘイトスピーチ解消法、最後に、部落差別解消法、この三つの法律につきましての概要をまとめさせていただきまして、ご準備させていただきました。それではよろしくお願いたします。それと、またこちらの第二次改定の方をもって、説明をさせていただきます。まず初めに今回、この松阪市人権施策基本方針の方を、こちらが 2014 年の 4 月に改定の方をさせていただいております。ですので、年数で言いますと、2022 年の 4 月としますと、8 年経ってきている状況でございます。その中で、実際にこちらの方の改定を考えているので、少し中身に沿いながら説明の方をさせていただきます。まず、「人権をめぐる状況」でございます。一番初めは国際的な潮流という形でまとめさせていただきました。この中で当然ながら、2014 年 4 月の改定でございますので、だいたい 2014

年の3月までの状況での世界情勢の改正でございます。そこで特に今回、今現在の流れとしましては、こちらは別冊を配らせております、私たちが作る持続可能な世界でございますけれども、こちら、よく最近テレビとかいろいろなところでも取り上げられておりますけれども、SDGs、持続可能な開発目標のための17項目という形で、Sustainable(サステイナブル) development(デベロップメント) Goals(ゴールズ)という形で2015年に国連の方で決められて、そして2030年を目標に、こういった世界に、そういった形で世界の方を変えていくことを目標にしていこうというふうな形で、つくれたものでございますけれども。やはりいろんな形で、私どもも基礎自治体でございます。一番住民に近い基礎自治体でよく言われますのが、国際的な場であったりとか、国政または県政なんかでもよく挙げられるんですけども、当然ながら市としましては、計画を書かせていただくにあたりましてやはりこのSDGs、特に、配らせていただいた資料を開いていただいて、ページ数は下の方が2になっておりますけれども、暴力や差別をなくそうというふうな形で、特に、17項目の中の4番、5番、8番、10番、16番、17番の方で、こちらの方が、記載されておりますので、こういったところでも、当時の状況とは、大変変わってきておるといふことでございます。こういった形で、やはり前回の2014年の4月当初と状況が変わってきておるといふところが、一つ目の変更の点になるのかなというふうな形で考えております。それとあと、続いて2ページ目でございますけれども、国内の動向で申しますと、どこかと申しますと、配らせていただきましたこちらですね。要するにこの差別防止三法というふうによく言われますけれども、こちら2016年の4月、平成で申しますと28年に、それぞれの法律が制定されております。障害者差別解消法につきましては、2016年の4月に施行をされております。そして、ヘイトスピーチ解消法、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律、こちらの方が2016年6月に制定されております。そして最後に、2016年12月には、部落差別解消法、部落差別の解消の推進に関する法律というふうな形で施行がされております。こういった形で、国内の状況におきましても、特に法整備の面におきましても、大分以前と比べて変わってきておると。それで法律に沿って、政策なり事業を進めていくということも必要でございますので、やはり大きな潮流の変化というのがあるというふうに考えております。それで、あと三重県の方に少し。こちら、資料の方は準備することはさせていただいていないんですけども、三重県の方では、三重県人権施策基本方針の方が、2015年12月に制定されております。それに対しまして、県としましてはアクションプランとしまして、三重県第4次人権が尊重される三重を作る行動プランという形で、こちらの方の行動プランが、2020年の3月に制定されております。ちょっと私の手元にしかないですけど、この中には先ほど私が言わせてもらったSDGsに関することも、少し県の方では掲載の方がされております。三重県としましては、犯罪被害者支援の条例の方も、確か2年ほど前に制定されています。また、今年度におきましては、三重県パートナーシップ宣誓制度。特に昨今言われておりますLGBTQに対する、関係の宣誓制度。こちらも要綱に記載ございませんけれども、出ております。そして繰り返しになりますけれども、犯罪被害

者支援条例につきましては、施行されまして、救済措置としても、見舞金等の支給の方も始められております。そういった形で、やはり三重県の方でも、大分状況が変わってきております。ですので、そういった形で、まずは状況からしても、変更が必要であるというふうに、事務局としては考えております。そして最後に、松阪市の状況でございまして、基本方針3ページになりますけれども、松阪市の方も、この当時この文面の中には、2011年に策定した松阪市総合計画という文言もございまして、こちらの総合計画につきましても、松阪市の方では、すでに令和2年を開始時期としまして、令和5年までの4か年で、松阪市の総合計画を新たに策定の方がすでに済んでおります。明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！をサブテーマに提唱いたしまして、令和2年から新たな総合計画を開始させていただいております。そういった形で、国際的な感じもそうですし、国内、そして県内、そして松阪市におきましてもやはりこの当時とは大分状況も変わってきております。ですので、そういったことも踏まえて今回、この改定の方を行いたいというふうに事務局としては考えております。改定の経緯につきましては、先ほど示させていただいたものが、主なものでございまして、例えば、先ほど申しました、LGBTQの問題がやはり昨今言われておりますし、それとあと、新型コロナウイルスの関係で、やはり、新たな感染症によって新たな差別が生じてきているというふうなこともございまして、そういったことも踏まえながら、新たな状況を踏まえたものに内容をさせていただきたいというのが改定の経緯の一つでございまして、あと、経過につきましても、状況につきましてもそういった形でございまして、それでは、内容の方は、まだ、改定につきましても、こういうふうに改定をさせていただくというのはまだ、物はできておりませんが、例えばこの文面の中を見ていただくと、やはりいくつか今の状況とは少し変わってきておるところはございまして、そちらにつきましても併せてご説明をさせていただきたいと思っております。少し詳しいというか、細かいお話になるかとは思いますが、例えば、9ページでございまして、「また、住民協議会などに対して、」と文面にございまして、これはあくまでも名称は変わってきておるんですが、こちらにつきましても、本年度の4月から、住民自治協議会という名前で、新たな組織を作らせていただいております。そういうところ、少しこの文面も訂正をしていく必要があるのではないかというふうには考えております。それから、次ページ変わっていただいて、10ページでございまして、保育園についての一番上、松阪市人権保育基本方針。こちらにもすでに2004年から、改定になったというふうに聞いております。そしてその下の保育園・幼稚園・学校・行政というふうな文言もございまして、現在はこども園というのもございまして、そのあたりも今後改定になった際にはここも含めて、直していきたいというふうに考えております。あとそれから、名称が変わった変更点ばかりになってしまうんですが、少し飛んでいただいて、14ページでございまして、一番下でございまして、官民共同による松阪市多文化共生ネットワークという組織で当時はございましたけれども、これにつきましても、新たに松阪市多文化共生推進協議会というふうな形で、名称が変わってきておる状況でございまして、あと、私どもの課で申しますと、男女共同参画プラン

というのも、昨年度に改定させていただきまして令和3年4月から新たなプランの方へ変えさせていただいております。それとあと、名称の変更というか正式に設置された組織名がございまして、29ページのところを少し見ていただければありがたいんですけども、先ほど説明させていただきました、障がい者差別の、障害者差別解消法の中で謳われてもおりますけども、29ページの⑥でございまして。一番下段の「障害者差別解消支援地域協議会」（仮称）とございまして、こちらの方も正式に組織の方されておりますので、その変更の方も、しっかりしながら変更していきたいと考えております。それと、37ページでございまして。お願いいたします。自殺問題でございまして、こちらも文章の中には、記述はございませんけども、松阪市の方では既に、2019年3月に松阪市自殺対策推進計画の方を策定させていただきまして、自殺対策にも取り組んでおるといふような形でございまして。それと45ページをお願いしたいんですけども。45ページ、人権センターの設置というふうな形での記述がございまして、これにつきましても、今現在、役所の方の施設マネジメント、建物関係というか施設関係のマネジメントの関係で、特にこの当時人権センターを建てるにあたりましては、当時の駅西開発と同時進行の形では協議の方は進められておったというふうには聞いておりますけども、そういった計画も、現在白紙になっておりますし、先ほど申しました施設マネジメント、要するに建物関係、そういった形の協議の中でも、今現在の状況においては人権センターの設置というのは難しいというふうな形で、判断の方をいただいておりますので、こちらについても、少し今後は記述についても、考えていくのが必要かなというふうな形でございまして。長々と説明になりますけれども、こういった形で状況的にも変わってきております。当然ながら市役所の体制も変わってきております。そういった形で、基本的にはこちらの方の、前回は尊重しながらも、やはり直していきたいところは直したい。そして、今の現在の状況を、盛り込みをさせていただくところは盛り込むという形で、こちらの方の改定の方を、来年度で考えております。ただ、スケジュール的には、とりあえず来年1年間でご協議をいただいて、そして年度末までには新たな第三次改定になるかとは考えておりますけども、こういった形で、この基本計画の方の改定の方を考えております。以上すいません。簡単な説明で大変恐縮でございまして、どうぞよろしくご意見の方をお願いしたいと存じます。以上でございまして。

【議長】

どうもありがとうございました。今これ初めて、ザーッと見させてもらったんですけども大変幅広い項目を取り扱って網羅していかなければいけないということで、ここでこういうふうにやっていくっていう細かい説明まではまだできない状況かと思っておりますけど、改定をされる方向性を聞きしたと思うんですが皆様どうでしょうか。今のご説明に対して、ご質問やご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

【委員】

改めて、今年もよろしくお願いします。すいません。ちょっと子どもの子育て支援をしている立場から少しお尋ねしたいんですけども、1 ページにございます、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」というところなんですけども、三重県としてはこの権利条約に登録されているということなんですけども、三重県下で、例えば松阪市独自でこの権利条約に登録し、権利を守るために推進していくという動きはいかがお考えでしょうか。ちょっと方向性を知りたいので教えてください。

【事務局】

もう少ししっかり話をお聞かせいただいて、関係部署に確認してお返しさせていただいてもそれでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

【委員】

はい。かしこまりました。ありがとうございます。

【議長】

反対にすいません。今、三重県はこれに承認してるというか、批准してるというか、している状況で、市レベルでこういう子どもの権利条約を承認しているというか進めていくというふうに謳っている市があるんですか。

【委員】

ごめんなさい。情報的に、まだ詳しい、動いているとかそういう何ていうんでしょう。それを申請するために動いているというような情報は入ってるんですけども、私の今の情報ではこの場では、すいません確定的なことが申し上げられないんですけども、松阪市のNPO子どもセンターですかね。子どもの権利であるとか、あと虐待であるとかそういうようなファミサポを中心に支援をされている団体さんがいらっしゃるんですけども、松阪市が、子育て一番という市長が謳われている状況がございまして、子どもの教育環境であるとか人生を守っていくというところで、そういう権利条例の制定というか、登録というのがまだちょっと積極的になされていないというところを、すごく注視されておまして。そういうことを謳われているので松阪市も率先してされたらっていうことを思ったんです。一意見として、すいません。

【議長】

ありがとうございます。多分それをお聞きしておく、担当の課の方にどうしてそれを進めなきゃいけないかっていうのも説明していただきやすいかなと思って、お聞きしました。他にはいかがでしょうか。お願いします。

【委員】

改定されることについては基本的に大賛成ですね。思い出すのがやっぱりオリンピックで森元総理大臣の女性蔑視発言とか、佐々木宏さんでしたかね、渡辺直美さんを豚に例え、豚の格好をさせてオリンピックにするんだとか、極めつけは、音楽担当してました小山田圭吾さんが、障がい者に対して自慢げに、跳び箱の中に閉じ込めたことがあるとか、縛って自慰行為をさせたことがあるとか、人糞を食べさせたことがあるとかそういうことを自慢げに語っていた。それをロバートさんが英訳にして海外に発信してやっと海外の方から日本でないなってんねんって言われて、やっと解任ではなく辞任させるっていう方向性でしたですね。もう日本のこういう現状は非常に、人権という視点でしんどい状況かなというふうに僕は去年のオリンピック中心にとらえてたんですが。障害者、ヘイトスピーチ、部落差別、2016年からいろんな法律が変わりまして、松阪市もやっぱりそれに順応して対応していくような中身を変えていかないと。NHKで人権デューデリジェンスでしたか。珍しくNHKが突っ込んだことをやってるなと思って。中身はさほど大したことはなかったですが、やりましたので、北京オリンピックの問題についても人権の視点から随分いろんなことが出てきてると。ですから、今はもう、変えていかないとあかんのじゃないかなと思いますので。基本的には。ただ中身の問題ですね。去年の12月の高齢者の問題でいろいろご説明ありましたがでもヤングケアラーのことには何も触れられませんでしたし、ちょっとそういう視点からもやっぱり変えていっていただくことには、賛成させていただきます。よろしく願いします。

【議長】

事務局の方いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。おっしゃるように、やはり大分世の中が変わってきております。先ほど言われましたように、オリンピックの方でも、私も詳しくはもうあれですけども、特に経済にしましても、やはり昨日も少しテレビでやっておったんですけども、イギリスの大きなメーカーさんが、製造現場でやはりその児童労働させないかとかですね。やはりそういったところ損得で考えるのは少しあれかと思えますけども、やはりその人権をやっぱり軽んじて、無視したようなことをやりますと、すぐにやはり今は批判を受けますし、場合によっては例えば信用不信任でも当然そうですし、企業さんにもそうですし、やはりそこで大きな損失をおいてしまうと。そういったことも含めてしっかりと、経済第一ではございませんけども、いろんな視点で、やはりその今の人権こんなに大切だよという形も含めながら、改定の方も考えていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

【議長】

そういう意味では、全世界共通のこの SDGs の指標っていうのは、すごく役に立つし、子どもたちも学校でこれ学んでますので、子どもたちからしてわかりやすい。そういうものを活用されるといいのかなということは感じました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ぜひこういう視点をとか。何かご希望ですとか、簡単にこういう部分については、盛り込まれるのかどうかというご質問ですとか、そういうことでも結構ですが、いかがでしょうか。

今ヤングケアラーの問題ですとか子どもたちのことがね、いろいろと取り上げられてて、子ども食堂っていうのが今はできてるような時代になりましたが、随分と立てつけていうんですか。枠組みが変わってきてるなとも思うんですね。ですから、今ここに書いてある項目を置き換えるだけではなく、今の時代に合った柱がありますよね。それを一度見直していただいて、それに基づく基本的なやらなければいけないことっていうのを、洗い出していただくと、多分皆さんが見ていただいたときに、今の時代に合ってるかどうかっていうところで、見ていただけるものになるのかなあと思うんですけど。その辺りの部分で、それぞれ皆さん団体さんの特徴があるかと思うんですけど、ここにはまだないけど今こういう状況だから、こういう視点も欲しいというご意見でもいいかなあと思うんですがいかがでしょうか。

【委員】

本年もどうぞよろしく願いいたします。高齢者の人権については 25 ページのところで触れていただいてあって、そこに認知症高齢者のことも書いていただいてあります。認知症となる方っていうのは、毎年かなりの数が増えておまして、社会問題化しているところではあります。また、認知症には若年性認知症というものもあって、高齢者ではなくても認知症状が出る、発現するっていう方もいらっしゃいますので、できれば少し丁寧に書いていただけるといいんじゃないかなあと思います。他人事ではないという意味で、皆さんに考えていただく機会になるといいなと思います。以上です。

【議長】

ありがとうございます。他にはいかがですか。

私が、外国人の人権っていう部分で少し発言させていただくならば、30 ページ、31 ページに掲載していただいてあるんですが、「松阪市国際化推進指針」の方も多分そのままになっているような気がしますので、そちらの見直しも含めて、外国人住民は、困りごとは沢山あります。困りごとはたくさんありますが、地域社会を支えていく 1 人になってもらわないといけないっていう思いが、今仕事をしながら感じているところです。そういう住民自治に関しての意識っていうのは、外国ではあんまりないので、行政がやってくれることっていうふうな感覚の人が多くと思うので、日本はそうではなく、まちづくり協議会ですとか、

いろんな住民自治で進んでいってる部分がある。そこに参画をしていけるような人を育てていく必要があるなっていうふうに感じてるんですね。で、それは大きなそういう自治会とかそういう活動だけじゃなく、ここで活動していただいている皆さんが行っているその活動、そこにも含めて、外国人の人たちが参画をしていかないと、社会として、一つのまとまりになりにくいなっていうふうに思ってますので、その辺も踏まえて三重県さんの方、新しく多文化共生推進指針の方も改定されてますので、参考にしていただきつつ、一緒につくるまちづくりみたいな感じで、担い手になってもらえるところも踏まえてもらえるといいなって感じました。

【委員】

今回は基本方針の改定に向けて、方向性っていうか大体決まってるかと思うんですけど、今の現状、松阪の市民の方の人権意識というのは一体どんな状況なのかなっていうのはもう我々全くわからない状況なんですね。この会合でも何回か前に一度お尋ねしたことがあったと思うんですけども、一応市として、市民の方の人権意識というものを何らかの形でおさえてもらう必要があるんじゃないか。それを踏まえて基本方針もやっていく、いった方が、非常に実効性のある基本方針或いは、それを受けての行動計画の中にも反映していけるんじゃないかなというふうに思うんですけども。これは、作業的にも大変だしどういう形でやっていくか、そのこと自体が大変だと思うんですけども、一度その松阪市民の方の人権意識がどの辺にあるのかということ、できれば意識調査でもやっていただくといいんじゃないかなと、そういうふうに強く思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。先ほどおっしゃられましたように、松阪市の市民の人権意識がどんな感じなのかなというふうな形だと思いますけども。実は、まだちょっと一般公開されてないと思うんですけども、今年も年度当初に 3000 人アンケートって言いまして、市内の方 3000 名の方に、市に対するアンケートをさせていただいております。その中で、実は言いますと、「松阪市は、人権が尊重されている社会になっていると感じますか」という質問を今回入れさせていただきました。入れたんですけど、その中で全体的には、人権が尊重されていると 7.5%が感じると。そして、45%がどちらかといえば感じる。31.5%の方がどちらかといえば感じない。11.8%の方が感じない。無回答が 4.4%。どちらかといえば感じない、感じないを合わせますと、大体 43.1%。そして、感じるまたはどちらかといえば感じるっていうのが 52.5%というふうな形で、なかなか難しいといひますか、そういった状況であるのが一つの指標でございます。それと今回、この基本方針の改正を行う必要があるかということについても、1つ設問を付けさせていただきました。それにつきまして、必要があると思ってるのは全体で 30.6%。もう少し待つ方が良いつていうのが 8.8%。特に必要がないというのが 13.6%。わからないというのが 42.9%でございます。そして無回答が 4%

ございました。やはりその人権という意識がまだまだこの 42.9%の方がわからないという形でご回答いただいていますので、それは当然ながらそれは私どもでね、なかなかそのあたりしっかりと啓発なり、皆さんにお伝えしてなかったかな、これは一つのやっぱり改善点と考えております。そこも踏まえて、こちらの方も、その啓発も含めてのやっぱり改定も考えております。それと、当然ながら調査に当たりましては、年度当初に当然ながら人権の調査をさせていただく。これはもう予定をさしていただいておりますので、付け加えておきますけれども。当然ながら、市民の皆様のご意見を聞いて状況を把握しての上での、計画の改定と考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

【委員】

そうするとまた令和 4 年度の年度当初にされるという予定なんですか。同じような調査をされる？

【事務局】

令和 4 年度には調査をさせていただきます。ただ、これはもう、設問がすごい少ないんです。

【委員】

毎年やってみえるってことですか。

【事務局】

これは今回だけになりますね。3000 人アンケートっていうのは毎年やらさしてもらって。毎年毎年設問内容が変わって参ります。ですので、今回はこういった形の内容を特に改定も踏まえて、こういった形で調査の方は一応させていただきました。ただ設問的に少し少ないですし、逆に言いますと、計画策定のアンケートにおいては、設問が 50~60 になって参りますので。それが今のところそういうふうと考えております。ただ、今実を言いますと、予算編成時期でございまして、その調査をするっていうのは、お願いしておるんですけども、こういった形の調査になるかはちょっとまだわからない状況ではございますけど、ただ調査はさせていただきます。やはり調査なしでは計画は作れませんので、逆に申しますと。そこだけご理解ください。

【委員】

ご面倒やけども、先ほど毎年 3,000 人アンケートで、同じ質問事項でやってみえるということですから、ある程度年を経ての経年的な変化というか。

【事務局】

変わるんです、内容は。あくまでも。ごめんなさい、これは私ども独自の調査とは違いますので、あくまでも市全体の調査になってきますので、その中にやはりそれぞれの課が、どうしても聞きたいものがあればそこに何問か入れてくれという形にはなってます。

【委員】

その項目は変わってないんですよ、ですから。

【事務局】

毎年変わるんです。ただ、改定にあたっての調査っていうのはさせていただきます。これの改定に関する調査はまた別にさせていただきます。

【委員】

やるんですね。なるほど。ごめんなさい。市民の方のその意識とはまた別の話。

【事務局】

また別の話です。あくまでも。意識調査ってのはまた別にさせていただきます。この改定に関する調査をさせていただきます。すいませんよろしく願いいたします。

【委員】

できたらそういう今申し上げたようなことも併せて調査の中へ、盛り込んでいただくといいかなと思うんですけども。その辺がないと、何かこう、ある意味何も無いところに鉄砲撃ちこんでいるような感じがしますので、できたらその辺を押さえた上で、今回の基本方針の見直しなんかをやっていったら、よりその効果的な基本方針が作れるんじゃないかなという気がしますけどな。希望です。要望です。よろしく。

【事務局】

こちらの委員会につきましては、任期が4月26日になります。ですので、次年度の話になって参りますけども、次年度のその期間が終わりましたらすぐにでもこの会議を招集させていただきます。そのあたり、改定についてのスケジュール、内容についてはまた改めて説明させていただきたいと考えておりますので、その中にも当然ながら、調査の内容につきましても、もう少し詳しい内容でご報告できると思いますので、その時またよろしく願いしたいと思いますので、お願いいたします。

【議長】

多分今予算が、まだ確定してないのでどういことができるっていうのが断言しにくい

んだと思うんですけど、お気持ちの中で、調査は必要。やってかなきゃいけない。っていうのはお持ちだと思うんですが。

【委員】

先に期待したいと思います。

【議長】

分かりました。ありがとうございます。他にはどうでしょうか。お願いいたします。

【委員】

よろしく申し上げます。私、日々障がい者の支援施設の方で、職員として働いておりますが、27 ページの障がいのある人権ということで。人権っていうとこう障がい者の方って、知的障がいの方ですとか身体障がいの方、精神障がいの方がいますが、身体障がいの方ですとか精神障がいの方っていうのは、自分の比較的意见を言いやすいんですけども、知的障がいの方ってどうしても自分のことを表現できなくて、なかなか訴えることが出来ないのが現実です。その中で、施設では知的障がいの方が多いんですが、地域で暮らす方から、障がいの方は怖いですとか、そういった何か変わったことがないけれどもそういう印象を持たれる方がいらっしゃいます。たくさん、障害者総合支援法ですとか、優先調達法ですとか、さまざまな法律が施行されておるんですけども、そういった障がい者の関わり方とか、そういう感じ方が広まってない上で、法律だけが定められていってしまっているという現状があるので、そういったものを解消していただければなというふうには思っております。

【議長】

ありがとうございます。他の委員の皆様はいかがでしょう。今日はちょっと時間もあるようなので順番に一言ずつご発言いただいてもよろしいでしょうか。

【委員】

障がい者に対する差別ちゅうのはね、なかなか大変な状況になつとるので間違えないんですけども。私も県の方もこれ同じ携わってるんですけどね。やっぱり、1 から 10 までというちょっと難しい。どこまでが歩み寄ってもらえるかというのが 1 つの目安だと思うんですけどね。実際に 1 から 10 までって言ったって、本人が動けないという状況のところを動かせとか言われると逆に、虐待になるんですよ。本人よく動かないんです。介護しただけなんで、いい方に思ってもらおうって、やっぱりね、そういう見る見方によっては、おんなじ助けてあげようと思ってもらっても、このぐらいやつたらできるやろうとかいうようなところも問題になっているし、もう差別解消法はある程度進んできたおかげで、私は普段は杖をついて動いてるんですけども、公共交通機関に行くと車椅子を使って移動

してるんですわ。JRにしろ、近鉄にしろ。そやけどもやはりこれ、もう2.3年、この問題に対しては、駅員さんの、対応がまるっきり変わりましたね。今まで自分で勝手に行って自分で乗ってくださいだったと思うんですけれども、一昨年やったかな。名古屋へ行ったら、駅員さん、JRに行くとは一番新幹線寄りですよ。名古屋駅。だけど、駅表の方で会議やったもんで、言うたら駅員さんが、JRの方から一番名古屋から表玄関まで、介助してもらったというのをよう忘れない思い出があるんですわ。いや、ここからここまで来たら私行けますって言うてんけども、そういう、差別解消法の問題、人権ももちろん一緒になるんですけれども、やはり携わってる人とか見る目もかなり変わってきてますね。この問題。だけど、そういう面で私も、先日、去年か一昨年でしたか。秋田県へ全国の会議行った時もそうでした。そんなんで結果的にこの地元だけじゃなくても、県内出て行ってもそういう対応が、全国的にこういう支えてもらえるという状況が増えたというのは本当にありがたいことやとは思っておりますけれどもね。

【議長】

ありがとうございます。法律ができるっていうことはすごく大きいことで、社会が動く一つのきっかけになるかなって。外国人のことで、日本語の教育の推進法はできましたので、それに基づいて、各都道府県レベルでは、その自治体に合った日本語教育の進め方を検討するっていうのが、去年あたりからだいたい始まったりしてますので、やっぱり法律に基づいて社会が変わっていき、それを変えていくために松阪市としては何をやって欲しいのかがこのここに出てくることだと思いますので、期待をさせていただきたいと思います。

【委員】

確かにね、この人権そのものの根掘り葉掘りになったら、大変な案件になると思うんですけどね。松阪市も窓口で外国語のベトナム語対応する職員さんを置いてもらったりね、ここ3、4年位ですよ。まだね。

【議長】

そうですね。ありがとうございました。

【委員】

いろいろもう対応してもらえるようになったなあと。行政も大変だと思うんですけどね。いろいろなところでそういう法律的なものもあり、いろいろ我々障がい者に対しても人権的なものもかなり携わってる中で話しました。

【議長】

ありがとうございました。すいませんお隣。ご意見とかお願いしてもよろしいですか。

【委員】

先ほど認知症の方のことが出てたんですけども、松阪市だと思うんですけども、高齢者の認知の方を登録してるんですね。松阪市では。それで行方がわからなくなったり、そういう方は、私たち登録してますので、携帯の方に入ってきます。そういうことも、もっとこう深く広めていってもらえればいいんじゃないかなと思ってるんですけども。

【議長】

ありがとうございます。そうですね。みんなで見守るっていうのは大事ですよ。いいですか。

【委員】

こんにちは。私、人権擁護委員をさせていただいております。人権擁護委員、子どもから高齢者まで、全部関係してきまして、今めくる度に、みな関係してるなと思ってるんですけど、範囲が広くて、またコロナの関係で思うような活動が出来ておりませんんですけども、従来これまで子ども園・幼稚園・小学校へ行って、人形劇をやって、いじめをなくそうとか、そういう活動をしておりますし、高齢者施設へ訪問して、またそこでも人形劇で、こういうお年寄りの虐待とか、そういったことやら、いろいろお話をしたり、そういう活動もしております。それもコロナの前の話なんですけど。去年あたり、活動を人形劇とか、できるようになったんですけども、また第6派で駄目になっております。それとこれまた、松阪市ちょっと関係ないんですけども、ある知的障がい者の施設で虐待があったということで、昨日説明会があり、出席してきました。これは傷害罪に当たるんじゃないかと思われるような、勤続10年の男子職員が、児童っていうんですかね。いじめたというか、暴力を加えたというような状況でございました。そんなふうにとちょっと私、かかわり合いもありましたので説明会へ聞いて参りました。ま、そういった活動をさせていただいてます。またよろしく願いします。

【議長】

ありがとうございました。コロナ禍になって、なかなか本当に思う活動ができていない方々もあるかと思うんですけども、こちらの冊子の中にも、人権教育に取り組む指導者の育成という項目が一つあります。市役所の方、担当の方だけで担えることではないと思いますので、いろんな形でいろんな人に、人権が守られているかどうかっていうことを、確認していただけるようなそういう幅広いネットワークっていうのは、やっぱりこれから求められているだろうし、皆さん必要とされていることかなあというのは今話を聞いて感じた次第です。ありがとうございました。

それでは、お願いいたします。

【委員】

失礼します。私は保護司をさせてもらっております。よろしくお願ひいたします。私は保護司として、関わらせてもらって、やっぱりやってしまったことを、すごく反省して、次にやっぱり更生できるそういうのをやり直しのできる世の中っていうのが、すごく必要なんだっていうのは感じさせてもらっております。それで、やっぱり人権を考えたときに、一番大事なことを、皆さんの共通したところで、やっぱり基本の考え方として、やっぱり他人事ではなく、自分事として考えられるそんな人になってもらいたいなっていうのも思ってるんですけども。人を責める、すぐ責めてしまうじゃないですか。例えば、例コロナにかかった人に対して、ひどいことをね、したり言ったりしてしまうこととか、それから昨日でしたかね。受験生が、高校2年生の子が、自分がやっぱりそういう苦しい思いをして、人を殺して、そして自分も死のうとそんなことを考えてしまうけど、結局、命を大切にすっていうことを、やっぱりそういうこともやっぱり基本的な考え方として大事なんだっていうのをすごく思うし、そんなことを世の中の中で考えながら、やっぱり基本的な部分っていうか、そこを踏まえながら、しっかり小さいときからですけども、大人になってからでも、やっぱり常にそういうところに立ち返っていく心の持ちようっていうか。そういう中身が流れていたらいいなってすごく思います。以上です。

【議長】

ありがとうございます。皆さんに一言ずつご意見いただきましたが事務局の方いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。はい。皆さま、当然ながら策定に当たりましたは、もう少し具体的なものを出さしていただくってことになっていくかなと思いますし、逆に言えばもう少し具体的なお意見をその時にはちょうだいいただきたいと、いうふうな形で、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございます。多分これは事務局さんが作ってそれを私たちが拝見するっていうような流れ、委員会ではないような気がしまして、今この冊子を拝見しておりましたら、巻末の方に、第二次改定の経緯というページを見つけました。このような感じでスケジューリングがされて、その中で進められていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。終わりから3ページめくっていただくと資料編の中に出てくるかなと思うんですが。

【事務局】

すいません。そうですね。ただ、前回の時には、1年間かけて調査させていただいておる

んです。ただ今回は、早く、少しでも早く、やっぱり内容を、改定を行いたいというふうな意向もございまして、少し期間を前回は2年間をとらせていただいたんですけども、今回につきましては、次回の改定につきましては、1年間で調査、そして改定作業を行いたいというふうな形で、進めておるといような状況でございます。その点で少し時間的なですね。ただ、パブリックコメントであったり、こういった形はしっかりとさせていただきますけれども、前はやはり2年間っていう、調査で1年間、そして改定作業で1年間というふうな形では聞いておりますけれども、次回の改定につきましては、1年間でさせていただきたいというふうな形ですので、すいませんけど、一つご協力の方よろしく願いいたします。

【議長】

わかりました。1年間での改定となるとかなりスケジュール的にもタイトなのかもわかりませんが、事務局の方どうぞよろしくお願いいたします。他に、この件についてご質問とかご意見ありましたらお願いします。

【委員】

これSDGsの2030年目指して大体基本的には流れてくわけですか？

【事務局】

SDGsですね、規模的にも大きいですから。条例の中ではSDGsと書くことはやっぱりできないと思いますけども、ただ、それがSDGsイコールの内容で、この計画ではちょっとそれはなかなかその私どもの市の基礎自治体としての立場では難しいかなとは考えております。すいませんそこだけ。状況の中では、こういうことは、SDGsが尊重されておる30年のゴールを目指してって、それは一部書きたいと考えております。

【委員】

避けては通れませんもんね。

【事務局】

おっしゃるとおりです。お願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ありがとうございます。それではこの件については議事1、松阪市人権施策基本方針について。意見交換の方を終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではその他の方に移りたいと思います。皆さん、活動していただいて、先ほどなかなか活動ができてないというお話もありましたけれども、ご自身の現

状のご報告ですとか、これから取り組まれることについて皆さんに協力をお願いしたいこととですとか、何かありましたら意見交換自由に出来ればと思いますので、ご発言の方よろしくをお願いいたします。お願いします。

【委員】

今のお話をお伺いして、実は人形劇であるとか、すごく子どもたちにさせていただいていることを、非常に楽しみにしている親御さんとかも多いと思うんですけども、やはりコロナ禍で、またちょっと波が来ておりますので、子どもたちが、本当に楽しみにしている行事であるとか、あとその経験していつてもらいたいというところの機会を本当に失っているという状況です。もうこれはどうにもならないって言えばならないんですけども、私どもは子育て支援の段階として、YouTube等、SNSを使ってその親御さんを孤立させないというところと、あとやはり、メンタルが非常に落ちてらっしゃるお母様方、お父様方が、いらっしゃるので、窓口になって、ちょっと辛い思いをお聞きしたり、本当にちょっと草の根的ではありますが、そういうのをやっております。なんですけど、どうしても皆で集まるという場が、子どもたちはその経験っていうのが非常に大切だったり、人との関わり、交流、それがなくなっているという状況をどう打開していったらいいのか、またそういういいアイデアがないのだろうか、それをもういつもいつも考えています。ちょっとアイデアがありましたらまた皆様にご教授いただいて、私たちも、団体として、何かそれを実現出来たらと思っておるんですけど。そのことと、あと、先ほどのご意見の中で発言しようかしらと思ったことがあったんですけども、51 ページに、ピアサポート活動っていうのがございます。ピアサポートというのはものすごく大切なことやなと思っておるんですけども、いわゆる併走という、寄り添うということですが、単なる寄り添うではなくって、その経験のある人が、その人の気持ちと共感して、同じ立場、そして同じ気持ちで寄り添って併走するという、それがピアサポーターなんですけども。実は昨年12月に、三重県の健康福祉部の主催で、不妊治療中のピアサポーターを養成する講演会がありました。私、ちょっと高齢出産でいろいろ辛い思いをしてきましたので、登壇させていただいたんですけども、それで、聞いてくださる方10数名いらっしゃったんですが、一言一言にやはり反応が違うというか、やっぱりその立場におりましたもんですから、支援というか、上から目線ではなくって、本当にその同じ目線でお話ができただけなんです。そして共感していただく方も同じ目線で感じていただいて。で、このピアサポートっていうのは、ものすごく人権に関して必要なことなんじゃないかなと実感したんですよ。これはその介護であるとか、そのヤングケアラーもそうなんですけども、その立場にならないと、絶対に寄り添えないというか、そういう言葉も出てこないと思うんですね。なので、この人権の施策を進めるにあたって、このピアサポーターという人達をテーマによって、やっぱり町に戻して、人材的に集めていくっていうのは非常に大切なことなんじゃないかなとそう感じました。以上です。

【議長】

ありがとうございます。当事者に寄り添うっていうのは本当に同じ経験が、無いとなかなかできないっていうことは、よく言われてることですよね。私もそれがよく外国人支援のことでも感じるんですけど、今ボランティアでそれが回っているのであれば、何らかの形で、希望なんですけど、夢なんですけど、そこに賃金が発生しないかなって。有料でそのサービスを提供できるっていうことになると、そのボランティアの域をちょっと超えて、専門性が高まっていき、人材が育つっていうラインができるのかなあと思うと、そこにどうやってお金を発生させるか、税金で最初を行うのかもしれないですけど、いろんな負担をしていただきながらやってくのかなというふうに思ってるんですけど、そういう社会の新しい枠組みができていくと、元その経験者の方。今はひょっとしたら、手を挙げられないかもしれないんですけど、そういうふうに、一つの職業としてなっていくようになれば、自信をもって、それをやっていけるような形になるのかなと思ったりしていたところです。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いします。

【委員】

すいません。さっきのお話なんですけど、私どもの人権擁護委員で、子どもさんたちが非常に楽しみにしてくれてるということで、ありがたいと思っております。私たちも、コロナで何もできないとばかり言っておれませんので、何か対策を考えようということで、人形劇をビデオにとっております。ビデオというか CD 盤に入れております。お申し出いただければ、無料でももちろん、お貸しいたしますんで、我々が 10 人ほど大体劇をする時は行くんですけども、大勢が押しかけるわけにはいきませんので、CD 盤 1 枚押しかけますんで、それで子どもさんたちに、見せてやっていただければありがたいかなと思います。ぜひお申し込み下さい。

【委員】

ありがとうございます。ぜひそうさしてください。

【議長】

ありがとうございます。皆さんの日頃、成果をそういうふうにおさめられて、それがまた他の方々の励みになるっていうことであれば、好循環できると思いますので、ぜひまたご活用いただければというように思います。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

コロナになって、中学生高校生の子どもたちはもう3年になるので、1年生から3年生のこの大事な期間、本当人との関わりが少ない中で、卒業しなければいけない、次のステップを迎えなければいけないっていうことをよく聞きます。すごいこの制約の多い中で、どうやって成長を支えていくかっていうところは、大変悩ましいところではあると思うんですが、いろんな方々のご協力をいただいいただきながらね、そこを支えていけるような社会になるといいなというふうに思うんですけれども。コロナといえども少しずつまた頑張っってやっていければと思いますので、皆さんそれぞれのところで、ぜひご活躍をよろしくお願ひいたします。それでは、その他というところで特にご意見ないようでしたら、事務局の方にお返ししたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。それでは事務局の方、よろしくお願ひします。

【事務局】

ご審議の方ありがとうございました。それではその他といたしまして事務局より少し連絡をさせていただきます。今後についてなんですが、委員の皆様におかれましては、任期が令和4年4月26日までとなっております。このことにつきましてご案内を、また委員構成につきまして協議いたしまして、各団体さん等へ、依頼をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。また市民公募におきまして、2月中、公募を募りたいと考えております。現委員さんにおかれましてはまたご応募いただけたらと考えておりますので、ご検討の方よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほどもお伝えさせていただいておるとおり、来年度の審議におきましては、この基本方針についての審議を含めて、また行動計画の審査の方もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。以上になります。

【議長】

ありがとうございました。来年度、4年度、大変忙しくなりそうですけれども、引き続きお願ひできる方はどうぞよろしくお願ひいたします。それではこれをおもちまして第2回の審議会の方、終了させていただきたいと思ひます。お忙しい中、今日はありがとうございました。